

さいたま市消防局訓令第3号

さいたま市消防吏員の服装に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和8年3月31日

さいたま市消防局長 島田 智弘

さいたま市消防吏員の服装に関する規程の一部を改正する訓令

さいたま市消防吏員の服装に関する規程（平成13年さいたま市消防本部訓令第10号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">(正装及び略装)</p> <p>第3条 正装とは、被服等規則に規定されたもののうち、次に掲げる被服等を着用することをいう。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 女性消防吏員は、冬・夏帽、冬服、ワイシャツ、ネクタイ、夏服（長袖）及び短靴とする。</p> <p>2 略装とは、前項の正装において、<u>夏服（半袖）</u>を着用することをいう。</p> <p style="text-align: center;">(正装等の着用範囲)</p> <p>第5条 正装及び略装の着用範囲は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 消防局及び消防署の毎日勤務である消防吏員が通常勤務を行う場合</p> <p>(2)・(3) [略]</p> <p>2 [略]</p> <p style="text-align: center;">(靴)</p> <p>第17条 靴の着用は、次に掲げるとおりとする。ただし、所属長が認めた場合は、この限りでない。</p> <p>(1) 短靴は、<u>次号及び第3号</u>に規定する場合以外の場合に用いるものとする。</p> <p>(2) [略]</p> <p>(3) [略]</p> <p>(4) <u>前3号</u>の規定にかかわらず、次に掲げる場合には、短靴、編上靴及び防火長靴以外の靴を着用することができる。</p>	<p style="text-align: center;">(正装及び略装)</p> <p>第3条 正装とは、被服等規則に規定されたもののうち、次に掲げる被服等を着用することをいう。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 女性消防吏員は、冬・夏帽、冬服<u>（スカート）</u>ワイシャツ、ネクタイ、夏服（長袖<u>及びスカート</u>）及び<u>パンプス</u>とする。</p> <p>2 略装とは、前項の正装において、<u>次に掲げる被服等</u>を着用することをいう。</p> <p><u>(1) 男性消防吏員は、夏服（半袖）とする。</u></p> <p><u>(2) 女性消防吏員は、冬服（ズボン）、夏服（半袖及びズボン）及び短靴とする。</u></p> <p style="text-align: center;">(正装等の着用範囲)</p> <p>第5条 正装及び略装の着用範囲は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 消防局<u>の消防吏員</u>及び消防署の毎日勤務である消防吏員が通常勤務を行う場合</p> <p>(2)・(3) [略]</p> <p>2 [略]</p> <p style="text-align: center;">(靴)</p> <p>第17条 靴の着用は、次に掲げるとおりとする。ただし、所属長が認めた場合は、この限りでない。</p> <p>(1) 短靴は、<u>次号から第4号</u>までに規定する場合以外の場合に用いるものとする。</p> <p><u>(2) パンプスは、女性消防吏員が正装の場合に着用するものとする。</u></p> <p>(3) [略]</p> <p>(4) [略]</p> <p><u>(5) 前各号</u>の規定にかかわらず、次に掲げる場合には、短靴、<u>パンプス</u>、編上靴及び防火長靴以外の靴を着用することができる。</p>

ア～ウ [略]

(靴下)

第20条 靴下は、紺系色又は灰系色のクルーソックスを着用するものとする。

別表（第2条関係）

- (1) [略]
- (2) 音楽隊の服装

品名	区分	摘要	
[略]			
靴	式典服用	色及び地質	男性消防吏員の服制の短靴と同様とする。
[略]			

ア～ウ [略]

(靴下)

第20条 靴下の着用は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 男性消防吏員は、紺系色又は灰系色のクルーソックスを着用するものとする。
- (2) 女性消防吏員は、正装の場合にあってはベージュ系色のナイロン製ストッキングを着用するものとし、正装以外の場合にあってはベージュ系色のナイロン製ストッキング又は紺系色若しくは灰系色のクルーソックスを着用するものとする。

別表（第2条関係）

- (1) [略]
- (2) 音楽隊の服装

品名	区分	摘要	
[略]			
靴	式典服用	色及び地質	男性消防吏員及び女性消防吏員の服制の短靴又は女性消防吏員の服制のパンプスと同様とする。
[略]			

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この訓令の施行の際現に給与されているこの訓令による改正前のさいたま市消防吏員の服装に関する規程の規定に基づくスカート及びパンプスについては、この訓令による改正後のさいたま市消防吏員の服装に関する規程の規定にかかわらず、令和11年3月31日までの間は、なお従前の例により着用することができる。

3 前項の規定によりスカート又はパンプスを着用する場合におけるこの訓令による改正後のさいたま市消防吏員の服装に関する規程第20条の適用については、なお従前の例による。